

従業員の採用選考についてのお願い

戦没者等のご遺族の皆さまへ

特別弔慰金の請求はお済ですか?

請求期限は、
「平成20年3月31日まで」です。

<対象者>

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、**公務扶助料（恩給法）や遺族年金（援護法）等を受ける方がいない場合**に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

なお、額面等は第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が発行されます。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等の死亡以降、戦没者等の親族以外と婚姻、養子になっていない①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族（戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります）

<請求の受付場所>

健康福祉課総合福祉係・内牧支所市民係・波野支所市民係

<持参するもの>

- ①第6回、第7回特別弔慰金の国庫債券表紙または裁定通知書 ※受給された方のみ
 - ②印鑑
 - ③戸籍等の交付手数料
 - ④公務扶助料、遺族年金等の証書番号、記号のわかる書類
- ※平成11年4月1日～平成17年3月31日の間に年金受給者が失権した場合
- ⑤戦没者等のもとの身分、死因を証する書類
※過去に弔慰金、年金給付を受けたことのない場合

<問い合わせ先>

健康福祉課総合福祉係 TEL22-3167

8月は適正採用選考啓発月間です。我が国の憲法は、職業選択の自由をすべての国民に保障しています。

そのため、採用選考は「応募者の適性・能力が採用職種の職務を遂行できるかどうか」を基準にして、行わなければなりません。

企業や行政をはじめ県民すべての課題です。

- 身元調査、戸籍謄（抄本）を求めるとき、社用紙の使用は、就職差別につながりますので、絶対に行わないでください。
- 新規卒者の採用選考にあたっては、中卒者は「職業相談票乙」、高卒者は「全国
- 所の略図・家業・家族の職業・勤務先・役職・資産・収入・家庭の環境・信条・宗教・支持政党・愛読書・購読新聞・尊敬する人物や、その他、類似事項などを聞いたり、書かせたりしないようにして、応募者の適性と能力に基づいて正しい採用選考を実施してください。

高等学校統一応募書類を使用し、大卒者は「大卒用応募社用紙の参考例」（職業安定所にある「従業員採用選考の手引」参照）を活用してください。また、一般採用には、「J・I・S規格履歴書」を使用してください。

問合せ先 適正な採用選考推進協議会・阿蘇公共職業安定所 ☎ 22-8609

男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業者を知事が表彰します。
表彰された事業者の取り組みは県広報誌等で紹介します。
現在、表彰対象の事業者を募集中です。（自薦・他薦可）

問い合わせ先

9月10日（月）

対象事業者

男女の登用、育児休業制度の導入、セクハラ防止等に積極的に取り組んでいる事業者

問合せ先 熊本県男女共同参画・P.S. 推進課 ☎ 096-333-2287

